

I 事 業 計 画 書

【事業計画書目次】

事業方針

- 1 事業計画の策定にあたって 1
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 小倉北区社会福祉協議会の重点目標

目標達成のための取り組み（実施計画）

基本目標Ⅰ みんなで福祉の風土を広げよう

- 1 広報・啓発の強化 4
- 2 福祉教育の推進 5
- 3 地域福祉人材の育成 5

基本目標Ⅱ 関係機関・団体のネットワークで身近な福祉活動を進めよう

- 1 小地域福祉活動の活性化 7
- 2 ボランティア・市民活動の支援 8
- 3 災害時の福祉救援体制づくり 8
- 4 社会福祉関係機関・団体と連携した地域づくり 9
- 5 小地域福祉活動計画の推進 10

基本目標Ⅲ 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

- 1 権利の擁護と相談体制の充実 11
- 2 社会参加・自立の支援 11
- 3 調査・研究、提言 13

推進基盤の強化

- 1 校(地)区社会福祉協議会 14
- 2 区社会福祉協議会 14

- 主な年間行事等 16

事業方針

1 事業計画の策定にあたって

わが国において、少子高齢社会に係る数々の問題が指摘され始めてから、既に30年近くが経過しました。この間、人口の高齢化は予測をはるかに上回るスピードで進行し、2060年には高齢化率は39.9%に到達し、その中でも75歳以上の後期高齢者が人口の1/4を占めるようになることが見込まれています。

一方、総人口は現在がピークで今後は減少に転じ、高齢者が増加する反面、15～64歳の稼働年齢層はさらに減少し、現役世代1.3人で1人の高齢者を支えるようになることが、内閣府の高齢社会白書でも報告されています。

さらに、私たちが生活する地域社会においては、「オレオレ詐欺」に端を発する巧妙な手口による詐欺事件があとを絶たず、児童や高齢者などの弱い立場の人たちへの虐待、生活困窮者支援など、様々な問題・課題が顕在化し、こうした現状がこのまま続いて行けば、人と人との絆や世帯と世帯の助け合いといった、地域社会に必要な“つながり”が失われてしまうのではないかと危惧されています。

こうした中、地域福祉の推進を活動の中核とする社会福祉協議会の役割は益々重要なものとなります。互助活動など地域のさまざまな活動を盛んにして行くこと、地域組織と関係団体・組織の連携をより強め、より生活しやすい“まち”を目指して行くことが、より一層求められています。特に小倉北区では全ての校(地)区で取り組んでいる「ふれあいネットワーク活動」や「サロン活動」は、これからの地域支援の中でも、より重要な役割が期待されており、社会福祉協議会として、より決め細やかな支援に取り組んでまいりたいと考えています。

7区の社会福祉協議会を取りまとめる北九州市社会福祉協議会では、これまでの地域福祉活動計画の見直しを行い、平成28年度より「北九州市地域福祉活動 第五次計画」として新たな活動方針を定めました。

北九州市小倉北区社会福祉協議会においても、この計画を踏まえ、事業の整理・見直しを行って、以下のとおり事業の推進に取り組んでまいります。

2 基本理念

「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」

高齢者も子どもも、障害のある人もない人も、ともに同じ地域の中で一緒に生活できる社会が当たり前という「ノーマライゼーション」の理念と、住民主体で地域づくりに取り組むという考え方によりこの基本理念を定めています。

基本目標Ⅰ みんなで福祉の風土を広げよう

「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めるためには、自分たちの地域の福祉課題を住民一人ひとりが理解し、課題をかかえる当事者と共に、一人でも多くの住民がみんなで解決に動き出せる仕組みづくりと、活動への参加が必要です。

そのため、さまざまな手段を通じて福祉の風土を広げ、地域の福祉活動に積極的に参加できる人材の育成に努めます。

- 1 広報・啓発の強化
- 2 福祉教育の推進
- 3 地域福祉人材の育成

基本目標Ⅱ 住民、関係機関・団体のネットワークで身近な福祉活動を進めよう

地域社会の福祉課題の解決のためには、それぞれの地域において公私の社会福祉関係者と共に、幅広い住民が地域の福祉活動に参加することが必要です。

このため、支援を必要としている人たちのニーズを把握し、その課題解決に向かえるよう、住民の主体的参加による福祉活動を進めます。

- 1 小地域福祉活動の活性化
- 2 ボランティア・市民活動の支援
- 3 災害時の福祉救援体制づくり
- 4 社会福祉関係機関・団体と連携した地域づくり
- 5 小地域福祉活動計画の推進

基本目標Ⅲ 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

誰もが地域の中で安全で安心した生活ができるよう、関係機関・団体の連携のもとで、支援を必要としている人に対する活動を行います。

また、住民の日常生活上のニーズを把握し、住民の生活感覚に沿った提言を行い、新しい活動の仕組みをつくります。

- 1 権利の擁護と相談体制の充実
- 2 社会参加・自立の支援
- 3 調査・研究、提言

4 小倉北区社会福祉協議会の重点目標

北九州市地域福祉活動計画で北九州市社会福祉協議会が定めた基本理念や基本目標とは別に、小倉北区社会福祉協議会の独自の重点目標を定めています。

I 挨拶の励行「あいさつは、支えあいへの第一歩」

地域内での交流を深めるため、まずは挨拶や声かけからはじめ、日頃から「顔の見える」関係づくりに努めましょう。

II 人の絆の再構築「困ったときは、お互いさま」

地域での交流により明らかとなった課題に対して、地域内でできることは地域内で助け合うことが、やがては自分を助けることになります。

目標達成のための取り組み

基本目標Ⅰ みんなで福祉の風土を広げよう

1 広報・啓発の強化

1 広報・啓発の強化

住民が新たな生活・福祉課題に関心を持ち、地域福祉活動への参加につなげるため、住民を対象とした出前講演活動の実施やホームページ・広報紙等を活用した福祉情報の提供、社協活動の紹介を実施します。

また、関連イベントを通じ、広く住民の参加を促していくことで、福祉問題を身近に感じてもらう機会をつくります。

(1) 地域福祉推進のための広報・啓発物の作成・活用

① 広報紙の発行

- 「こくら北社協だより」（「小倉北自治総連合会だより」と合同）
（年4回：各70,000部、区内全戸配布、関係機関等送付）
- ボランティア・市民活動センター広報紙「ひまわりねっと」（同上）

② リーフレット等の活用

- 市社協事業紹介リーフレット・DVD・イメージキャラクター（プチボザウルス）・啓発物品の活用
- 市社協だより・市政だより等の活用

(2) インターネットを活用した地域福祉関連情報の収集・発信

- 区・校(地)区社協版ホームページの作成
- 区ボランティア・市民活動センターホームページの充実
- 北九州市高齢者いきがい活動ステーション事業による市民への情報提供

(3) 啓発イベント等の実施

- 「社会福祉大会・市民ふれあいフェスティバル」への参加・実施協力
- 「小倉北区子どもまつり」への参加・実施協力・主任児童委員との連携
- 収益事業を通じた広報・啓発事業の取り組み

(4) 出前講演活動の実施

- 社協活動やボランティア・市民活動の周知のための出前講演
- 関係機関・団体と連携した新たな福祉課題の啓発・理解促進
- 校(地)区社協主催の地域福祉講演会等の開催促進

2 福祉教育の推進

ボランティア・市民活動センターを中心に、校(地)区社協や学校・社会福祉施設と連携し社協活動やボランティア活動を体験する機会をつくることで、子どもから大人までの福祉教育を進め、次世代の地域福祉活動者の育成に努めます。

また、高齢者等に対しても福祉に関する情報提供を行い、地域活動へつなげます。

(1) 住民啓発講座等による福祉教育

- 校(地)区社協主催の住民福祉講演会の開催促進 【再掲】
- 認知症の啓発と認知症サポーター養成講座の実施・活用

(2) 社会福祉施設と連携した福祉教育

- 校(地)区社協及び福祉施設等における現地活動体験の支援

(3) 次世代地域福祉活動者の育成

- 校(地)区社協を中心とした次世代地域福祉活動者育成事業（ウェルクラブ活動）の推進
- 夏休みボランティア体験学習への協力
- 小学校の児童、生徒を対象とした認知症サポーター養成講座の実施・活用

(4) 学校等教育機関と連携した福祉教育

- 小地域や小学校を基盤とした福祉体験・ボランティア学習への支援
- 小学校の児童、生徒を対象とした認知症サポーター養成講座の実施・活用
【再掲】

3 地域福祉人材の育成

福祉活動に必要な人材の育成については、市社協と共同で校(地)区社協等の地域福祉活動者の経験等に合わせた階層的な研修を実施します。

テーマ型ボランティアについても市社協と共同で、ニーズに合わせた研修会を開催し市民活動の幅を広げるとともに、地域活動との連携を図ります。

また、今後の地域活動者の人材確保のために、企業等の社会貢献活動の取り組みを支援します。

(1) 新たなボランティア・市民活動の担い手の養成

- 新たなボランティア・市民活動の担い手の養成
- ボランティア養成講座の実施

- ふくしのまちづくり講座の実施
- 介護支援ボランティア事業への協力
-

(2) 小地域福祉活動者（地縁型ボランティア）の育成

- 校(地)区社協及び地区民児協と連携した研修事業の実施
- 新任者の育成
 - 新任福祉協力員等研修の開催（区域）
- 現任者の育成
 - 現任福祉協力員等研修の開催（区域）
 - 地域福祉活動専門研修の開催（市域）
- 役員の育成
 - 地域福祉活動指導者研修「トップセミナー」の開催（市域）
 - 校(地)区社会福祉協議会 新任役員研修の開催（市域）
 - まちづくりゼミナールの開催（市域）

(3) テーマ型ボランティア・市民活動者の育成

- 認知症サポーター養成講座への参加促進
- シルバーひまわり送迎サービス（在宅虚弱高齢者送迎サービス事業）ボランティア養成講座の開催
- 福祉有償運送運転協力者研修への参加促進
- 腕自慢おまかせサービス研修への参加促進
- ボランティアフォローアップ講座の実施

(4) 企業におけるボランティア・市民活動者の育成

- ボランティア紹介・登録、調整など実際の活動への支援の強化

(5) ボランティア・市民活動支援者の育成

- 研修・講座等の企画・実施

基本目標Ⅱ 住民、関係機関・団体のネットワークで身近な福祉活動を進めよう

1 小地域福祉活動の活性化

住民主体の福祉活動である「ふれあいネットワーク活動」基本事業の仕組みを活かして、支援の必要な人を支えるとともに、サロンやウェルクラブ活動、小地域福祉活動計画づくり、ボランティア等との協働を通じた地域課題の解決に取り組みます。

また、地域の実態に即したふれあいネットワークの見直しや地域相談支援事業等の新規事業を活用した校(地)区社協への支援体制の強化を図ります。

(1) 「ふれあいネットワーク活動」の充実・強化

- ふれあいネットワーク活動基本事業の全校(地)区への充実
- 各校(地)区社協の課題に対応したメニュー事業の実施
 - サロン活動の推進
 - 校(地)区社協を中心とした次世代地域福祉活動者育成事業（ウェルクラブ活動）の推進【再掲】
- 校(地)区単位の小地域福祉活動計画の策定及び推進
- 活動報告・中間報告・第三者評価等のしくみを活かした地域支援
- 地域相談支援事業等と連携した地域支援コーディネート機能の強化
- 地域支援コーディネーターによる互助活動の支援
- 生活困窮者支援を通じた「相互に支えあう」地域づくりの推進
- 校(地)区社協連絡調整会議の定例化及び活性化
- 校(地)区社協支援のための市・区社協共同事業の活用促進
- 校(地)区社協と福祉関係者（民生委員・いのちをつなぐネットワーク担当係長等行政・福祉施設職員等）やNPO・市民活動団体との連携強化・情報の共有
- 個人情報共有による小地域福祉活動の推進（個人情報の手引き活用）
- 小地域福祉活動事例集の活用
- 校(地)区社協活動の手引きの活用
- 校(地)区社協と連携した各受託事業の推進による小地域福祉活動の活性化
- 小倉北区すこやかライフ推進協議会との連携

- (2) 地域支援コーディネート機能の充実・強化
 - 地域相談支援事業等と連携した地域支援コーディネート機能の強化【再掲】
 - 生活困窮者支援を通じた「相互に支えあう」地域づくりの推進【再掲】
- (3) 校(地)区社会福祉協議会会長会議等の開催
 - 校(地)区社協会長会議・ふれあいネットワーク活動担当者会議の定期的な開催
- (4) テーマ型ボランティア・市民活動団体との協働
 - 校(地)区社協とテーマ型ボランティア・市民活動団体の協働促進

2 ボランティア・市民活動の支援

ボランティア・市民活動に関する相談や情報提供等のセンター機能の強化と、ボランティア団体をはじめとしたNPO等の市民活動団体や地縁組織団体とのネットワークの充実を図り、市民が利用・参加しやすい環境づくりを進めます。

- (1) ボランティア・市民活動への支援
 - ボランティア・市民活動コーディネート機能の強化
 - 活動の相談・斡旋、情報提供機能の強化
 - ボランティア・市民活動団体の把握及び活動支援
 - ボランティア連絡協議会の運営協力
 - 各種基金助成金等の情報提供、申請協力による活動支援
 - 各種研修会への参加促進
 - ボランティア活動保険等への加入促進
 - 福祉体験教材の貸し出し、活用支援
 - 高齢者生きがい活動ステーション事業への協力・活用
- (2) ボランティア・市民活動ネットワークの構築
 - 市域のボランティア・市民活動ネットワークとの連携促進
 - ボランティア連絡協議会の運営協力【再掲】

3 災害時の福祉救援体制づくり

ふれあいネットワーク活動基本事業等の校(地)区社協機能を活かした福祉救援体制づくりを進めます。

(1) 災害時の福祉救援体制づくり

- 校(地)区社協と関係団体との連携による災害時の福祉救援体制づくりの推進
- 先進的事例の収集と出前講演による普及

(2) 災害復興に対応するための体制づくり

- 市・区社協協働による災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施及び手引きの活用
- 行政等関係機関・団体との連携強化

4 社会福祉関係機関・団体と連携した地域づくり

民生委員・児童委員や専門職の連絡調整会議への参画や関係機関・団体との連携による出前講演の実施など、それぞれの専門性を活かした小地域福祉活動の活性化に取り組めます。

(1) 民生委員・児童委員との連携

- 区民生委員児童委員協議会事務局の運営
- 民生委員・児童委員とふれあいネットワーク活動の福祉協力員等との地域情報共有化による連携
- 「のびのび赤ちゃん訪問」を通じての子育て支援
- 主任児童委員との連携による、新入学児童世帯への活動紹介・支援
- 学校との連携による子育て世帯への支援
- 民生委員互助共励事業の実施による民生委員・児童委員活動の充実と推進
- 市民生委員児童委員協議会との連携
- 主任児童委員部会活動の充実・強化

(2) 専門職の参加による連絡調整会議の充実・強化

- 校(地)区社協連絡調整会議の定例化及び活性化の支援【再掲】
- 専門職、行政・地域包括(統括)支援センター職員等の連絡調整会議への参加促進

(3) 社会福祉施設等の地域活動への参画とその専門性を活かした地域の課題解決

- 区社協役員選出機関・団体との連携強化
- 校(地)区社協主催の地域福祉講演会等の開催促進【再掲】

(4) 福祉の職場の人材確保

- 福祉人材バンクとの連携
- 各種セミナー、就職面談会等の情報発信
- 福祉のしごとへの理解促進

(5) 社会福祉施設・団体への支援

- 包括ケア会議への参画
- 各種団体等への事業助成及び共催事業の実施

(6) 共同募金運動への協力

- 小倉北区支会への参画
- 広報紙を活用した広報啓発
- 街頭啓発募金への協力
- 校(地)区社協等における地域支援事業への活用

5 小地域福祉活動計画の推進

住民が主体的、継続的に地域の生活・福祉課題の解決に取り組み、関係機関・団体との協働の仕組みを広めるとともに、地域支援のコーディネートを、より円滑に行なうことができるよう校(地)区単位の小地域福祉活動計画づくりを進めます。

(1) 校(地)区単位の小地域福祉活動計画づくりの推進

- 校(地)区単位の小地域福祉活動計画の策定及び推進【再掲】
- 地域支援コーディネートによる策定校(地)区拡大
- 小地域福祉活動計画策定研修（ふくしプランニング工房）

Ⅲ 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

1 権利の擁護と相談体制の充実

誰もが地域の中で安全で安心した生活が送れるよう、高齢者や障害者がその人らしく社会参加できる地域づくりに取り組み、支援を必要とする人に情報が届くよう、校(地)区社協機能を活かした周知・利用促進を進めます。

また、市民の様々なニーズに対応するための新たな取り組みを検討します。

(1) 地域福祉権利擁護・法人後見事業の充実

- 広報紙やホームページ等を活用した広報

(2) 成年後見制度の担い手の育成とその活用の検討・実施

- 広報紙やホームページ等を活用した広報【再掲】
- 出前講演等による事業の周知、利用促進【再掲】
- 連絡調整会議等の活用【再掲】

(3) 要支援者への情報提供や相談機関等の紹介

- いのちをつなぐネットワークコーナーとの連携強化
- 校(地)区社協機能を活用した小地域福祉活動での見守り対象者への情報提供
- 民生委員・児童委員と連携した校(地)区社協の相談・連絡調整機能の充実

(4) 社会福祉施設と連携したサービスの質の向上のための相談体制の充実

- 広報紙やホームページ等を活用した広報【再掲】
- 出前講演等による事業の周知、利用促進【再掲】
- 連絡調整会議等の活用【再掲】

2 社会参加・自立の支援

校(地)区社協のサロン活動を通じた居場所づくりや健康づくりの取り組み、高齢者や障害者等が健康で生き生きと社会参加できる地域づくりを進めます。

また、生活困窮世帯等を支援するため、生活困窮者自立相談支援事業や生活福祉資金貸付制度との連携を進めます。

(1) 相談窓口や公的サービスの利用支援

- いのちをつなぐネットワークコーナーとの連携強化【再掲】
- 民生委員・児童委員と連携した校(地)区社協の相談・連絡調整機能の充実【再掲】

(2) 生活困窮者の相談支援

- 生活困窮者自立支援施策の根幹である自立支援相談事業の受託実施
- 多様な生活課題を包括的・継続的に支援する相談支援員の配置、育成
- 生活困窮者支援に関する住民理解の促進
- ニーズ発見や支援のネットワークづくり、多様な資源開発等
- 生活福祉資金貸付制度の運用による自立の支援
- 無料または低額診療券の発行
- いのちをつなぐネットワークコーナーとの連携強化【再掲】

(3) サロン事業の推進

- サロン実態調査の結果をふまえたサロン活動の推進
- 地域支援コーディネートによるサロン事業の支援
- 高齢者地域交流支援通所事業との連携

(4) 高齢者、障害のある人、母子・父子世帯等への支援

- ボランティアセンターにおける自主製品の活用などの実施
- 健康マイレージ事業を活用した地域での見守りと健康づくり
- 介護支援ボランティア事業への協力【再掲】
- 高齢者生きがい活動ステーション事業への協力・活用【再掲】
- 点字年賀状送付事業「愛メール21」の実施

(5) 年長者研修大大学校による社会参加の支援

- 広報紙やホームページ等を活用した広報【再掲】
- 出前講演等による事業の周知、利用促進【再掲】
- 連絡調整会議等の活用

(6) 障害のある人の社会参加・自立の支援

- ボランティアセンターにおける自主製品の活用などの実施
- 広報紙やホームページ等を活用した広報【再掲】
- 出前講演等による事業の周知、利用促進【再掲】
- 連絡調整会議等の活用

(7) 地域住民、ボランティアによる生活支援

- シルバーひまわりサービス（在宅虚弱高齢者送迎事業）の実施【再掲】
- 腕自慢おまかせサービスへの協力【再掲】
- 高齢者いきがい活動ステーション事業への協力・活用【再掲】
- 介護支援ボランティア事業への協力【再掲】

3 調査・研究、提言

地域の生活・福祉課題の把握や、多様な活動者の活動実態の調査などを行うことで、住民ニーズに沿った社協活動の展開を図っていきます。

(1) 地域福祉活動のあり方に関する検討

- 市社協総合企画委員会への参画
- 総合企画委員会における地域福祉活動第五次計画進捗状況の点検・評価、計画の推進

(2) 小地域福祉活動の状況把握及び調査・研究、提言

- 地域支援コーディネート機能の強化による校(地)区社協活動の充実
- 活動報告・中間報告・第三者評価のしくみを活かした地域支援
- 様々な地域活動と連携した地域福祉活動の調査・研究

(3) ボランティア・市民活動団体実態調査

- ボランティア保険加入時の調査票・アンケート等の集計・分析
- ボランティア講座やその他のイベントでのアンケート実施

推進基盤の強化

社会福祉法は、地域福祉の推進役として社会福祉協議会を位置づけています。

校(地)区社会福祉協議会、区社会福祉協議会、市社会福祉協議会は、一体となって「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めてまいります。

小倉北区社会福祉協議会では、校(地)区社協やボランティア・市民活動を育成・支援する中核組織としての機能を強化するため、理事会・評議員会の構成団体等の関係機関・団体とのネットワークの推進、賛助会員の加入促進や収益事業を展開し、推進基盤の強化に取り組みます。

また、地域相談支援事業等を活用した区域における地域支援コーディネート機能の強化を図り、小地域福祉活動を充実・強化します。

1 校(地)区社会福祉協議会

(1) 組織づくり

- 校(地)区社協会長会議・ふれあいネットワーク実務担当者会議の定例化
- 校区役員会、連絡調整会議等の定例化・活性化

(2) 活動拠点の確保

- 市民センターのほか、類似公民館や憩いの家等の活用支援

(3) 活動点検

- ふれあいネットワーク活動の申請・報告や第三者評価等のしくみを活かした住民間での活動点検

(4) 役割分担

- 小地域福祉活動での要の役割を担うための支援

(5) 財政基盤の強化

- 自主財源確保の支援

(6) 人材の育成

- 校(地)区単位の人材育成機能の強化

2 区社会福祉協議会

(1) 組織づくり

- 正副会長会議、理事会、評議員会、監事会、ボランティア・市民活動センター運営委員会、校(地)区社協関連会議の活性化
- 地域相談支援事業等と連携した地域支援機能の強化【再掲】
- 生活困窮者支援を通じた「相互に支えあう」地域づくりの推進【再掲】

- (2) 活動拠点の確保
 - 区域での安定的拠点の確保
- (3) 活動点検
 - 地域福祉活動計画に基づく活動の実践の支援【再掲】
 - 市社協総合企画委員会における地域福祉活動第五次計画進捗状況の点検・評価及び計画の推進【再掲】
- (4) 役割分担
 - 関係機関団体との連絡調整
- (5) 財源基盤の強化
 - 収益事業・賛助会員等の拡充
 - 寄付文化の醸成
 - 共同募金運動の促進
 - 事務の効率化、既存事業の見直しによる経費削減
- (6) 人材の育成
 - 各種職員研修への参加《市・区社協共同》

主な年間行事等

月	区社協主催会議・事業など	ふれあいネットワーク 活動推進事業関連
4		ふれあいネットワーク活動報告書〆切（11日）
5	監事会 正副会長会議 理事会、評議員会	
6	ふれあいネットワーク実務担当者会議① ボランティアセンター運営委員会	上旬：上半期助成金交付 新任校（地）区社協役員研修（市域） 新任福祉協力員等研修（区域研修）
7	校区社協会長会議①	ウェルクラブ活動開始
8		まちづくりゼミナール（市域）
9	ふれあいネットワーク実務担当者会議②	ふくしのまちづくり講座（～2月 1校（地）区／年度）
10	校区社協会長会議②	ふれあいネットワーク活動中間報告書〆切 現任福祉協力員研修会（区域研修）
11		校区社協活動者交流会（市域） 地域福祉活動指導者研修（トップセミナー：市域） 下旬：下半期助成金交付
12		地域福祉活動専門研修（市域）
1		
2	校区社協会長③・ふれあいネットワーク実務担当者③合同会議	地域福祉活動指導者研修（トップセミナー：市域） ふれあいネットワーク活動申請書〆切
3	正副会長会議 ボランティアセンター運営委員会② 理事会、評議員会	